

中原区市民提案型事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会が抱える課題（以下「地域課題」という。）の発見と解決に資するため、市民と区が協働して事業に取り組む中原区市民提案型事業（以下「市民提案型事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 市民提案型事業とは、市民から地域課題及びその解決を図る事業（以下「事業」という。）及び、具体的な解決策を実施する団体（以下「事業実施団体」という。）を募集するものである。

(要件)

第3条 市民提案型事業において、事業提案ができるものは、中原区内に活動拠点を有する団体又は中原区内を対象地域として事業を行える団体のうち、次の条件を満たす団体とする。

- (1) 団体の運営に関する規則等を備えていること。
- (2) 予算及び決算を管理していること。
- (3) 区長及び川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）に定める川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が所属していない団体であること。
- (4) 原則として、1年以上継続して活動していること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条

第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。

(8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。

(9) 公序良俗に反しない団体であること。

2 市民提案型事業において、事業を実施できるものは前項に規定する団体に限る。

（対象）

第4条 市民提案型事業において対象となる事業は、次の条件のいずれかを満たすものとする。

(1) 川崎市における総合計画等で区の課題とされるもの

(2) その他、地域課題の解決に資するもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

(1) 区が業務を所管していないもの

(2) 区で既に行っている事業

(3) 提案した団体が現に実施している事業。ただし次項の事業の継続を希望する場合はこの限りではない

(4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けるもの

- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (7) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託・補助助成等を受けているもの
- (8) 公序良俗に反するもの

3 事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案を行うこととし、同一事業の提案は、事業開始年度を起点として通算で3年度を限度とする。

(提案方法)

第5条 事業を提案するものは、中原区市民提案型事業企画提案書（第1号様式）（以下「企画提案書」という。）及び次に掲げる書類を、別に指定された期日までに中原区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業経費積算書（第2号様式）
- (2) 団体概要書（第3号様式）
- (3) 団体に関する確認書（第4号様式）
- (4) その他、別に指定する書類

(経費)

第6条 事業の経費は、事業実施に直接要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施に必要な人件費
- (2) 講師、専門家又は出演者等への報償又は謝礼
- (3) 会議開催通知や資料送付に必要な切手代等の通信費
- (4) チラシ、ポスター及び報告書の作成費

(5) 消耗品の購入費

(6) 専門的知識及び技術等を要する業務を外部に委託する費用

(7) 会場等の使用料

(8) 保険料

2 前項の規定にかかわらず、区長が認めた経費は事業の経費とできる。

3 区長は、経費について概算払により支払うことができる。

(事業の決定等)

第7条 区長は、第5条第1項に規定する企画提案書を受理したときは、審査委員会に諮るものとする。

(審査委員会)

第8条 審査委員会が行う事業の選定及び評価の方法は別に定めるものとする。

2 条例別表第1の審査委員会の委員の構成の欄に掲げる市職員はまちづくり推進部長とする。

3 審査委員会の庶務は、中原区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(通知)

第9条 区長は、審査委員会の選定に基づき、事業及び事業実施団体を決定し、事業を提案したものに採用又は不採用を中原区市民提案型事業選考結果通知書(第5号様式)により、通知するものとする。

(委託契約)

第10条 第7条及び第8条の規定により採用された事業実施団体(以下「被採用団体」という。)と区長は、事業実施にあたっての基

本的事項や役割分担等を確認した後、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により、委託契約を締結する。

（事業期間）

第11条 事業期間は、委託を受けた日から同一会計年度の3月31日までとする。

（提案事業の取り扱い等）

第12条 被採用団体は、当該事業の内容を変更しようとするとき、又は当該事業を中止しようとする場合は、速やかに区長に中原区市民提案型事業事業計画（変更・中止）承認申請書（第6号様式）を用い申請し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、中原区市民提案型事業事業計画（変更・中止）承認申請結果通知書（第7号様式）を用い、当該申請を行ったものに諾否の決定について通知するものとする。

（中間報告及び調査）

第13条 被採用団体は、区長の求めに応じ中間報告を行わなければならない。

2 区長は、必要に応じて当該事業の状況について調査を行うことができる。

3 区長は、前項の規定に基づく調査又は報告の結果、必要な場合に指導又は助言を行うことができる。

（実績報告）

第14条 被採用団体は、事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内に委託事業結果報告書（第8号様式）、その他必要な書

類を区長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第15条 被採用団体は、事業に関する収入及び支出を明らかにするための帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(情報公開等)

第16条 第5条の規定により提出された企画提案書及び事業計画書について、当該事業の名称、概要及び当該事業を提案したものの名称等について、公表することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条及び第8条の規定により採用した事業については、前項の規定に加え、予算、決算額、事業実施結果及び事業の成果等について、公表することができるものとする。

(区長の役割)

第17条 区長は、第9条の規定に基づき、事業の円滑な執行に必要な支援と役割を担う。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。